平成２８年（フ）第１０号
宮城県登米市米山町字小待井26番地４　米山山吉田住宅１号
債務者　川村　芳洋
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月18日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第４６号
松江市矢田町57番地２　矢田アパート１－121
債務者　山﨑サヨ子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
北海道北斗市昭和２丁目16番１号
債務者　松盛　千春
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０８号
函館市的場町６番２号
債務者　辻　　翔平
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７９号
愛知県西尾市住崎２丁目78番地　ドエル３・１・１棟102号室
債務者　尾崎　錠二
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
愛知県豊田市美山町４丁目12番地１　カーサ・ジオ101号
債務者　松川こまき
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
愛知県西尾市新在家町下屋下20番地５　雇用促進住宅新在家宿舎１棟103号室、前住所愛知県西尾市羽塚町大道東28番地３
債務者　家原　美香
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
愛知県豊田市金谷町５丁目39番地　成田住宅202号、前住所愛知県豊田市本地町３丁目１番地22　コーポレイクサイド303号
債務者　羽根田　淳
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６５７号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目13番９－107号
債務者　西川登志貴
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９１号
大阪府池田市天神２丁目２番11号
債務者　岡野　　靖
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６７号
大阪市東住吉区山坂１丁目12番２号
債務者　戸山　和子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４３号
大阪市浪速区難波中３丁目12番３－1105号
債務者　石野多可志
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５７号
大阪市淀川区塚本２丁目５番17号　塚本ファミリーハイツ４Ｆ
債務者　柴田　美紀
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４９号
大阪府寝屋川市点野３丁目38番８号、前住所大阪府交野市寺２丁目３番３号
債務者　井川　功一
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８０号
大阪府高槻市津之江町２丁目13番15号
債務者　川田　松夫
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１７号
大阪府枚方市茄子作２丁目20番９号
債務者　岩田　　泉
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１８号
大阪府摂津市東別府２丁目７番23－203号レオパレスあすなろ
債務者　髙橋裕範こと　髙　　裕範
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部